

かゆいところに手が届く!

放課後対策への取り組みに関する調査

—放課後子どもプランを中心に—

調査部研究員 山岸 恵美

1. はじめに

市町村ではこれまで、放課後などに子どもたちが安全な場所で安心して過ごすことができるよう、放課後子ども教室や学童保育の実施、児童館の開設などを行い、放課後対策の充実に努めてきました。

国では、総合的な放課後対策を推進するため、放課後子ども教室と学童保育の事業を連携したり、一体化したりして実施する「放課後子どもプラン」を推進しています。

しかし、最近では学童保育の待機児童問題がメディアなどで取り上げられているように、放課後対策への更なる取り組みが必要となっています。

そこで今回の調査では、多摩・島しょ地域の39市町村を対象に、「放課後対策への取り組みに関するアンケート調査ⁱ」を実施し、各市町村の放課後対策への取組状況、放課後子どもプランで求められる放課後子ども教室と学童保育の連携状況などを明らかにします。

また、子どもを預ける立場である保護者を対象に、「学童保育・放課後子ども教室に関するアンケート調査ⁱⁱ」を実施し、放課後子ども教室や学童保育に対する意識を把握します。

そして、行政と市民の両方の視点で、放課後対策を考えていきたいと思えます。

2. 国が推進する放課後対策

①放課後子ども教室と学童保育

まず、現在多くの市町村で実施されている放課後子ども教室と学童保育の概要を、図表1に示しました。

	放課後子ども教室	学童保育
概要	地域の方々の参画を得て、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動などの機会を提供するもの	児童福祉法第6条の3第2項に基づき、保護者が仕事などにより昼間家庭にいない児童に、放課後や長期休暇中などに適切な遊び及び生活の場を提供するもの
対象児童	すべての小学生(中学生を対象とすることもできる)	(保護者が仕事などで昼間家庭にいない) 概ね10歳未満の小学生
所管部署	国：文部科学省 都：教育庁	国：厚生労働省 都：福祉保健局

放課後子ども教室は、文部科学省が所管する事業で、すべての小学生を対象に、放課後などの時間を利用して、スポーツ活動や文化活動などを行う機会を提供するもので、教育的要素が強いものです。

地域の方の参画や協力を得て実施し、校庭や教室での自由な遊びの時間だけでなく、英会話体験や農作業体験、けん玉などの昔遊びなど、さまざまなプログラムが行われています。

一方、学童保育は、厚生労働省が所管する事業で、国では「放課後児童健全育成事業」と言われ、一般的には「学童保育」、「放課後児童クラブ」などと呼ばれています(本調査では、「学童保育」と記載)。また、学童保育を行う施設は、「児童クラブ」、「学童クラブ」、「子どもルーム」など、市町村によって異なる呼び方がついています。

学童保育は、保護者が仕事などで昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供するものであり、福祉的要素が強いものです。学校終了後、家に帰る代わりに子どもたちが帰ってくる場所であり、そこでは、遊びの時間もありますが、宿題をしたり、リラックスしたりもでき、家庭的な場・空間となっています。

②放課後子どもプラン

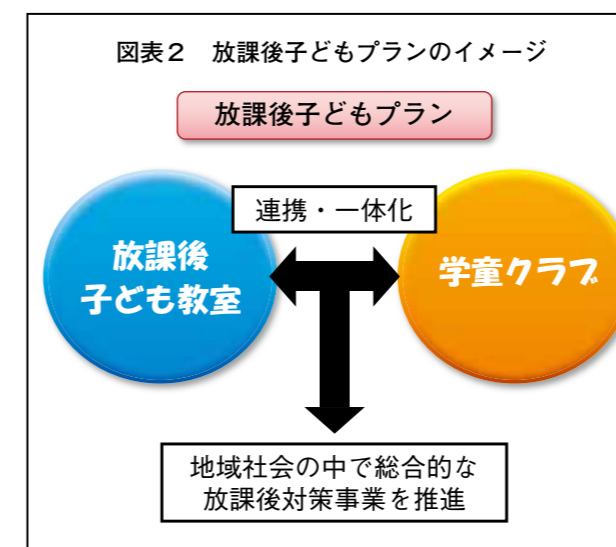
国では、地域社会の中で総合的な放課後対策事業を推進するため、平成19年度に「放課後子どもプラン」を創設し、放課後子ども教室と学童保育の連携・一体化を推進しています。

子ども・子育て白書では、放課後子どもプラン実施の背景として、

- ・放課後等に異年齢の子ども同士で遊んだり、交流したりする機会が少なくなってきたこと
- ・子どもを巻き込む犯罪や事件の増加により、子どもが安心して過ごせる場所の確保が困難になってきたこと
- ・就労や社会参加を希望する女性が増加する中、子育てと仕事の両立を支援する環境づくりをより一層進める必要があることⁱⁱⁱ

を挙げています。

放課後、子どもたちが安全な場所で安心して過ごすことができ、さらに、地域の方との交流を通じてさまざまな体験を得られることを目的として、放課後子どもプランは創設されました。



③放課後子ども教室と学童保育の連携・一体化

これまで述べたように、放課後子ども教室と学童保育の性格はそれぞれ違うものですが、放課後子どもプランでは、両者を連携・一体化することで、放課後などに子どもたちの安全で健やかな居場所を確保し、スポーツや文化活動、地域住民との交流などの取り組みを充実させていくとしています。しかし、国では、「連携・一体化」の定義を明確にしていなかったため、何をすると「連携」で、何をすると「一体化」なのか、その解釈や定義については、市町村に委ねられている現状があります。

現在、放課後子ども教室と学童保育の「連携」を行っている自治体を見てみると、例えば、放課後子ども教室が実施する活動の一部に、学童保育に通う児童が参加できるような体制をとることや、両者のスタッフが子どもたちのプログラム作りを一緒に実施することなどが行われているようです。

④子ども・子育て関連3法での取り扱い

「子ども・子育て関連3法^{iv}」は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくためのもので、平成24年8月に成立しました。

子ども・子育て関連3法では、以下の3つのポイントが掲げられています。

■3つのポイント

- ①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設
- ②認定こども園制度の改善
- ③地域の実情に応じた子ども・子育て支援

放課後対策事業については、ポイントの3つ目「③地域の実情に応じた子ども・子育て支援」の中に、学童保育の充実が掲げられています。具体的には、対象児童の年齢を小学校6年生までに拡充することや、学童保育で働く指導員の処遇の向上などが検討されています。